

# 『「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会』報告書

## I. はじめに

近年、少子化、家族形態の変化、高度情報化等、子どもやその家族を取り巻く環境が急速に変化しつつあり、こうした中で、子ども達の中には、遊ぶことができない、落ち着きがない、過敏である、こだわりが強い、どこことなく対人関係がぎこちないといった、いわゆる気になる子どもが著しく増加しているとの指摘がされている。また、子ども虐待、学級崩壊、不登校、いじめなど、子どもの心に影響する多様な問題事象が増加しており、「子どもの心の問題」（表1・表2）への医学的対応の充実が求められている。一般の小児科や精神科の日常診療においても、子どもの心の問題の診療が必要とされる一方で、近年は、子どもの心の問題に関する状況は複合的に深化しており、医学的診断・治療についてもより難易度の高い専門的な技術が必要となってきた。

このような中、子どもの心の診療を専門的に行うことのできる医師や医療機関は限られており、医療機関で診察を受けるまでに1ヶ月から5ヶ月、医療機関によっては、何年もの待ち時間を要する例がある等、心の問題をもつ親子が早い段階で、身近な地域において専門的診療の機会を得て、必要な治療を受けられる状況とはなっていない。

社会の宝である子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成するためにも、こうした専門的な医療の確保とともに、保健、医療、福祉、教育、司法などの専門分野の連携による対応が社会的要請となっている。

一般に、子どもの心の診療に携わる医師には、子どもの心身の健康な発達の支援への予防的関わりと、著しい情緒・行動の問題や精神障害への治療的関わりの二つの役割が求められることから、小児科医や精神科医等が協力連携して対応していくことが必要である。しかし、我が国には、いわゆる「子どもの心の診療医」が少ないことが指摘されており（注1）、その確保・養成は急務である。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局が開催した『「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会』では、「子どもの心の診療医」を定義、類型化し、平成17年3月から平成19年3月まで12回の検討を通して、「子どもの心の診療」を行うことのできる小児科医や精神科医を養成・確保するための方策について提言を取りまとめたので報告する。

これら提言を踏まえ、子どもの心の診療現場において、一般の小児科医・精神科医からより専門的に診療に携わる医師まで広く養成を促進することで、心の問題を抱える子どもとその家族の支援を充実することが望まれる。

本報告書を参考として、関係者は「子どもの心の診療医」の確保・養成に向けた積極的な取り組みを進めることが期待される。

表1

「子どもの心の問題」に関する受診理由

1. 発達の違い（言葉の遅れ、社会性の遅れなど）
2. 学習の問題
3. 不登校・引きこもり
4. 行動の問題（多動、衝動、暴力、非行、性非行など）
5. 食行動の問題（拒食、過食など）
6. チック症状・汚言、その他の常同行為（吃音、爪噛みなど）
7. 睡眠の問題（夜驚、不眠、過眠など）
8. 排泄の問題（夜尿、遺尿、遺糞など）
9. 身体疾患ではない身体症状（歩けない、手が動かない、聴力・視力の低下、頻尿、意識障害など）
10. 身体疾患であるが、心の問題や環境が症状形成に大きく影響しているもの（気管支喘息、摂食障害、円形脱毛症など）
11. 場面による緘黙（学校で話さないなど）
12. 強迫行動（手洗いが止まらない、儀式的な行動など）
13. 分離不安（親からはなれることが出来ない）
14. 予期不安、回避（近い将来への過剰な不安、ある一定の場所に近づけない、特定の人を怖がるなど）
15. 不安定な対人関係、他人への過剰な甘え
16. 解離症状（自分が自分でない感じ、記憶がない、別の人格が出てくるなど）
17. うつ状態（悲しくて涙が止まらないなど）
18. 躁状態
19. 幼児および学童の性化行動
20. 自分の性への違和感（異性のような振る舞いなど）
21. 自傷行為
22. 自殺企図
23. 奇妙な言動、幻覚・妄想
24. 虐待を受けた体験
25. その他の恐怖体験（犯罪や事故の被害・目撃、災害、その他）
26. その他

どのような「心の問題」があるのか（診断名（ICD-10に準拠））

F90-98 小児期及び青年期に通常発症する行動および情緒の障害

- F90 多動性障害
- F91・92 行為障害（家庭内暴力・非行など）
- F93 小児期に特異的に発症する情緒障害（分離不安障害、恐怖症性不安障害、社会性不安障害、同胞葛藤性障害など）
- F94 小児期および青年期に特異的に発症する社会的機能の障害（選択性緘黙、愛着障害など）
- F95 チック障害
- F98 その他（非器質性遺尿症・遺糞症、異食症、常同性運動障害、吃音など）

F80-89 心理的発達障害

- F80-83 特異的発達障害（発達の一部のみが遅れる障害で学習障害を含む）
- F84 広汎性発達障害（自閉性障害、アスペルガー障害など）

F70-79 精神遅滞

F60-69 成人の人格及および行動の傷害

- F60-62 人格障害
- F63 習慣及び衝動の障害（抜毛症など）
- F64 性同一性障害
- F65 性嗜好障害
- F66 他の人格及び行動の障害（虚偽性障害など）

F50-59 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群

- F50 摂食障害（神経性無食欲症、大食症など）
- F51 非器質性睡眠障害（不眠症、過眠症、睡眠時遊行症、夜驚症、悪夢など）
- F55 依存を生じない物質の乱用

F40-48 神経症性障害、ストレス関連障害、および身体表現性障害

- F40 恐怖性不安障害（広場恐怖、社会恐怖など）
- F41 他の不安障害（パニック障害など）
- F42 強迫性障害
- F43 重度のストレス反応および適応障害（急性ストレス反応、外傷後ストレス障害、適応障害など）
- F44 解離性（転換性）障害（解離性障害、転換性障害、多重人格障害など）
- F45 身体表現性障害（身体化障害、心気障害など）

F30-39 気分（感情）障害

- F30 躁病エピソード
- F31 双極性感情障害（躁鬱病）
- F32 うつ病エピソード
- F33 反復性うつ病性障害
- F34 持続性気分（感情）障害

F20 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害

F10 精神作用物質使用による精神及び行動の傷害

F00 症状性を含む器質性精神障害（病気に伴う精神障害）